

技能職労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢及び対応する民間従業員のデータ

区 分	砺波市				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	117	45.6	263,248	276,397	—	—	—
学校給食	18	45.0	251,089	255,244	調理師	40.9	247,300
用務員	59	46.4	265,408	277,367	用務員	53.9	227,200
その他	40	44.6	265,533	284,484	—	—	—

注) 1 公務員の「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 公務員の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 16～18 年の 3 ヶ年平均）

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※上記砺波市職員は、全て正職員であるのに対し、民間データには正職員以外の者、有期雇用の者も含まれている。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全体	人 0	人 3	人 3	人 6	人 9	人 12	人 15	人 15	人 18	人 13	人 23	人 0
学校給食	0	1	1	0	1	1	0	7	4	1	2	0
用務員	0	1	1	5	3	7	7	5	8	8	14	0
その他	0	1	1	1	5	4	8	3	6	4	7	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表 行政職給料表（二）適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
変則勤務手当	正規の勤務時間が週休日に割り振られている業務に従事する職員（病院に勤務する職員を除く。）	月額 2,000 円
病院手当	時差勤務に従事する調理師	1日につき 400 円
	手術室、中材、人工透析センター、内視鏡センター、分娩室、救急科、ICU若しくは結核・精神病棟の業務又は放射線取扱作業に従事する職員	1日につき 100 円

2 基本的な考え方

業務の見直し等により効率化を図り、技能労務職員全体としての職員数の削減を図る。

給与面に関しては、給与構造の見直しの実施により平成18年度から給料水準を平均1.2%引き下げており、今後も民間の類似職種との均衡に留意しながら、国、県、近隣市の同種の職員の給与等を参考とし、適正な水準となるよう努める。

3 具体的な取組内容

これまで平成18年度に技能労務職に係る特殊勤務手当である自動車専従手当の廃止を行った。また平成18年度から55歳を超える職員の昇給抑制を行っている。

今後は、学校給食調理員を含む調理員について、業務の見直しを図ることにより、退職者についてはその一部補充に留める。用務員、その他の技能労務職員については当面退職者不補充を予定する。

4 その他

学校給食の調理業務について外部委託可能部分がないか調査・研究する。